

## 学習院大学（専門職大学院法務研究科）及び学習院大学（法学部）の法曹養成連携協定

学習院大学専門職大学院法務研究科（以下「甲」という。）と学習院大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、乙が、甲の法学既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、乙における法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うことを目的とするものである。

### （法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 学習院大学専門職大学院学則第2条に規定する甲の専門職大学院法務研究科法務専攻
- 二 連携法曹基礎課程 学習院大学法学部法学科履修規定§1110（5）に規定する乙の法学部法学科法曹コース（以下「本法曹コース」という。）

### （法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

### （法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

### （法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生（以下「早期卒業志望者」という。）が当該認定を受けることができるよう、各早期卒業志望者に、学修その他の就学に関する指導を行う学修指導教員を付し、当該学生が履修する演習の担当教員をもって充てることとする。

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 本法曹コースの学生に対して、説明会等を実施すること

二 本法曹コースの学生に対して、授業見学等の機会を提供すること

三 乙における教育の改善・充実のため、その教育内容についての協議を行うこと

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型教育選抜(論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜)を実施する。

2 前項の入学者選抜の対象者、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和5年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に3年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了する時に、終了するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 甲及び乙は、本協定を通して知り得た本法曹コースに在籍する学生及び本法曹コースを修了して連携法科大学院に進学した学生の個人情報を、本協定第1条に定める連携事業以外の目的に使用しないものとする。ただし、本人の同意を得た場合は、この限りではない。

(協定書に定めのない事項)

第12条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年9月27日

甲  
学習院大学学長（代理人）  
学習院大学専門職大学院法務研究科  
研究科長 神前 禎

乙  
学習院大学学長（代理人）  
学習院大学法学部  
法学部長 常岡 孝好

## <別紙 1 >

### 1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

本法曹コースは、既存の法学科カリキュラムの一部として設けられているため、法学科のカリキュラムポリシーを前提とする。

そのうえで、本法曹コースは、法科大学院における学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を修得することができる科目編成とする。具体的には、法律基本科目に重点を絞ったカリキュラムを履修するプログラムを提供することで、学習院大学大学院法務研究科（法科大学院）等との連携に基づく5年一貫教育を実施する。学習院大学法科大学院の未修1年次生向けの必修科目である法律基本科目に対応する本法曹コース開講科目は、すべて必修科目とする。（必修科目の構成は、連携協定の拡大に応じて見直す。）

本法曹コース登録者は、1年次において憲法Ⅰ、民法Ⅰ、刑法Ⅰを学修し、法律基本科目の体系的な学修の基礎を身につける。2年次からは、民事訴訟法、刑事訴訟法を必修科目、商法、行政法を選択必修科目として、段階的に学修し、実定法の基礎的な考え方の定着を図る。

本法曹コース登録者は、以上のような本法曹コースにおける学修を通じて、法科大学院未修1年次に修得すべき基本法律科目の全内容を習得できる。これに加えて、本法曹コース登録者は、法学科の開設する法曹志望者向けの「特設演習（法曹志望者のための〇〇入門）」「演習（応用〇〇法）」を履修することによって、少人数かつ双方向・多方向で、法学や各法分野についての円滑な導入教育を経て、論証・論述による具体的な事例解決の実践を応用的に行える能力を、より高めることができる。法曹志望者のための特設演習としては、「法学入門」「憲法入門」「民法入門」「刑法入門」「民事訴訟法入門」「刑事訴訟法入門」等が、応用演習としては、「応用憲法」「応用民法」「応用刑法」「応用民事訴訟法」「応用刑事訴訟法」等が提供される。

## 2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目		
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
1年	通年	憲法Ⅰ	4					
		民法Ⅰ	4					
		刑法Ⅰ	4					
	前期							
2年	通年	憲法Ⅱ	4	商法Ⅰ	4			
		民法Ⅱ	4					
		民法Ⅲ	4					
		刑法Ⅱ	4					
	前期				行政と法	2		
後期	民事訴訟法Ⅰ	2	行政法Ⅰ	2				
	刑事訴訟法Ⅰ	2						
3年	通年			民法Ⅳ	4			
				商法Ⅱ	4			
	前期	民事訴訟法Ⅱ	4	行政法Ⅱ	2			
		刑事訴訟法Ⅱ	2					
	後期			判例行政法	2			
合計			38		※1			

※1 合計12単位以上の修得が必要

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績通知書の表示	評価の割合
100-90	S	10%以内
89-80	A	30%程度
79-70	B	60%程度
69-60	C	
59-0	F	

【評価基準及び評語の意味】

S：卓越水準（想定した到達目標を超えるパフォーマンス）

A：目標到達水準

B：到達途上水準

C：単位認定下限

F：単位不認定水準

【GPA 算出方法】

Sの単位数×4 + Aの単位数×3 + Bの単位数×2 + Cの単位数×1 + Fの単位数×0の合計を、総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して第3位までの値を取ること  
で算出する。

### <別紙3>

#### 乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

##### 法学部法学科早期卒業・法曹コース修了認定運用細則

2022年9月27日 法学部教授会承認

#### (趣旨)

第1条 この細則は、学習院大学学則第49条第2項の規定に基づき、学習院大学法学部法学科に3年間在学した者に卒業の認定を行うこと(以下、「早期卒業」という。)及び法学部法学科法曹コース修了の認定を行うことに関し必要な事項を定める。

#### (早期卒業・法曹コース修了の要件)

第2条 早期卒業資格のある者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 3年次終了時において、法学部法学科の卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。

(2) 演習(特設演習を除く)を4単位以上修得していること。

(3) 3年間を通じたGPAが3.000以上であること。

2 法曹コース修了資格のある者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 法学部法学科の卒業に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。

(2) 法曹コース修了に必要な所定の授業科目の単位をすべて修得していること。

(3) 在学期間を通じたGPAが3.200以上であること。

3 卒業のために修得が必要な科目(法曹コース以外の授業科目を含む)の履修登録の上限は各年次48単位までとする。

#### (早期卒業・法曹コース修了の手続)

第3条 早期卒業を希望する者は、法学部長に対し、所定の早期卒業願を提出しなければならない。この願い出をするためには、卒業希望年度の前年度までに卒業に必要な単位のうち90単位以上を修得し、かつ修得した科目のGPAが3.000以上であることを必要とする。

2 法曹コース修了を希望する者は、法学部長に対し、所定の法曹コース修了願を提出しなければならない。この願い出をするためには、修了希望年度の前年度までに法曹コース修了に必要な単位のうち36単位以上を修得し、かつ修得した科目(法曹コース以外の授業科目を含む)のGPAが3.200以上であることを必要とする。

3 法学部長は、法学部教授会の承認に基づいて早期卒業及び法曹コース修了を認定し、学長に報告する。

(法曹コース修了見込証明書の交付)

第4条 法曹コース修了を希望する者であって、修了希望年度の前年度までに法曹コース修了に必要な単位のうち36単位以上を修得し、かつ修得した科目(法曹コース以外の授業科目を含む)のGPAが3.200以上である者は、法学部長に所定の申請書を提出し、法曹コース修了見込証明書の交付を受けることができる。

(早期卒業・法曹コース修了の時期)

第5条 早期卒業及び法曹コース修了の時期は、3年次の3月とする。ただし、法学部長が法学部教授会の承認に基づいて正当な理由があると認めた者については、法曹コース修了の時期を、4年次の3月とすることができる。

(早期卒業・法曹コース修了の手続の停止)

第6条 早期卒業を希望する者が早期卒業の申請を取下げた場合または第2条第1項のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、早期卒業認定の手続を停止する。

2 法曹コース修了を希望する者が法曹コース修了の申請を取下げた場合または第2条第2項のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、法曹コース修了認定の手続を停止する。

(所管部署)

第7条 この細則に関する事務は、学生センター教務課の所管とする。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、法学部教授会が行う。

附則

第1条 この細則は、2023年4月1日から施行する。

第2条 この細則は、2023年度入学者から適用する。

## <別紙4>

### 法曹コースを修了して甲の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

#### 【5年一貫型教育選抜方式】

##### 1. 募集人員

1名（令和7年度入学者選抜以前。乙以外の連携協定校の志願者からの選抜も含む。）

5名（令和8年度入学者選抜以降。乙以外の連携協定校の志願者からの選抜も含む。）

##### 2. 対象者

乙の3年次に在学中であり、本法曹コースに在籍している者。ただし、4年次に在学する者であっても、正当な理由があると甲が認める場合には、個別審査の上、5年一貫型教育選抜の対象とすることができる。

##### 3. 出願要件

次の要件のすべてを満たす者。

一 受験時の年度末までに、本法曹コースの修了が見込まれていること

二 本法曹コースの必修科目であって3年次前期までに修得すべきものとされている科目の単位をすべて修得していること

##### 4. 合否判定の方法

本法曹コースの必修科目の成績（GPA）を中心に、本法曹コースのその他の科目の成績（GPA）、志望理由書、その他の提出書類及び面接を総合的に評価して合否判定を行う。ただし、本法曹コースの必修科目の成績または志望理由書のいずれかについて、評価が極端に低いものがある場合には、不合格とする。